

# 江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金について

障害福祉サービスに従事する人材の確保と定着を図るために、雇用開始から6年目までの事業所職員の家賃の一部を補助します。

## 1. 事業概要

<b>申請者</b>	江東区内で障害福祉サービス事業所等（要綱別表参照）を運営する法人
<b>対象職員</b> ①～⑥に 全て該当	<p>① 法人が運営する江東区内の事業所に従事している</p> <p>② 雇用開始日が令和3年4月1日以後</p> <p>③ 雇用開始日時点で34歳以下</p> <p>④ 期間の定めのない労働契約を締結している</p> <p>⑤ 所定労働時間又は実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上</p> <p>⑥ 補助対象法人の役員ではない</p> <p>※利用限度：雇用後最初の給与支給月（非常勤やアルバイト期間を含む。インターン・実習は含まない）から起算して72月目の給与支給月まで。転職等で別の法人から当補助金を受給していた場合は通算する。</p> <p>※派遣職員、出向職員は対象外。</p>
<b>対象住居</b> ①～③に 全て該当	<p>① 職員が本人名義で賃貸借契約を締結している</p> <p>② 補助対象経費（賃借料、共益費、管理費）を職員が支払っている</p> <p>③ 住民票上の住所と一致している</p> <p>※駐車場代、敷金、礼金、更新料は対象外</p> <p>※運営法人、法人役員、対象職員、対象職員の親族等の所有物件や社宅は対象外</p>
<b>対象期間</b>	4月1日～3月31日
<b>補助額</b>	<p>①か②のいずれか少ない額×補助対象月数</p> <p>① （補助対象経費—家賃助成等）×2分の1 ※1,000円未満切捨て</p> <p>② 20,000円（指定管理施設は10,000円）</p>
<b>注意事項</b>	<p>◆申請は法人単位で行ってください。</p> <p>◆本補助金に基づく家賃手当は、法人の住宅手当等と区別して、給与明細に記載または書面で職員に通知してください。</p> <p>◆家賃手当は年度内に毎月支給してください。</p> <p>◆年度途中で増額の可能性がある場合は、交付申請時に見込み分を含めて申請してください。</p> <p>◆交付額が不足する場合や支給を中止・廃止する場合は、変更届を提出してください。</p>

## 2. 申請の流れ

申請内容	提出書類	受付期間（必着）
<b>交付申請</b>	交付申請書（別記第1号様式） 家賃支援計画一覧表（別記第2号様式） 対象職員が記載された勤務形態一覧表等 対象職員の名義の賃貸借契約書 対象職員の雇用開始年月日が記載された雇用証明書 対象職員申告書（別記第3号様式） 対象職員の住民票の写し（本籍・マイナンバーの記載がないもの） 運営する事業を確認できる書類（指定通知書等）	令和8年4月1日～ 令和9年1月29日
	<b>変更届</b> ※増額時	
<b>実績報告</b>	実績報告書（別記第9号様式） 家賃支援実績一覧表（別記第10号様式） 対象職員の給与明細又は賃金台帳等 交付申請・変更届後に変更があったものはその資料（賃貸借契約書や雇用証明書、申告書、住民票の写しなど） 請求書（別記第12号様式）	令和9年4月9日

★受付期間後の新規交付申請や増額変更はできません。

★補助金の支払いは実績報告の後（交付額決定後）になります。

## 3. 申請方法

郵送または持参（各種様式は江東区ホームページからダウンロードできます）

<https://www.city.koto.lg.jp/212300/yachinhojo.html>



## 4. 提出先及び問合せ先

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28（防災センター 2階 17番窓口）

江東区 障害福祉部 障害者施策課 施設管理係

T E L : 03-3647-4950（直通） MAIL : [syogaisyashi-k@city.koto.lg.jp](mailto:syogaisyashi-k@city.koto.lg.jp)

※受付時間は平日午前9時から午後5時までです（予約不要）